

仕 様 書

- 1 件 名 第27回参議院議員通常選挙における広報用懸垂幕・横断幕・立看板等の作製及び掲出管理業務
 - 2 履行期間 契約を締結した日から令和7年8月29日（金）まで
 - (1) 設置日
令和7年7月2日（水）
 - ※ 別紙1「掲出内容一覧表①②③」は令和7年7月3日（木）8時30分から17時15分まで。
 - ※ 別紙1「掲出内容一覧表④」は令和7年7月2日（水）終電列車終了後から令和7年7月3日（木）始発電車発車前まで
 - ※ 別紙1「掲出内容一覧表⑤⑥⑦」は令和7年7月2日（水）終電列車終了後から令和7年7月3日（木）24時まで。
 - (2) 撤去日
選挙期日の20時から選挙期日の翌日まで
 - ※ 別紙1「掲出内容一覧表①②③」は選挙期日の翌日の8時30分から17時15分まで。
 - ※ 別紙1「掲出内容一覧表④」は選挙期日の終電列車終了後から選挙期日の翌日の始発電車発車前まで。
 - ※ 別紙1「掲出内容一覧表⑤⑥⑦」は選挙期日の終電列車終了後から選挙期日の翌日の24時まで。
- ※ 日程は、選挙期日を令和7年7月20日（日）、公示日を令和7年7月3日（木）と想定する場合であり、選挙期日は令和7年8月24日（日）までの間のいずれかの日となる可能性がある。なお、選挙期日の確定については、川崎市選挙管理委員会事務局から少なくとも令和7年6月23日までに、別途連絡する。
- ※ 設置日については、令和7年6月16日（月）に選挙期日確定の連絡をした場合のものであり、令和7年6月17日（火）以後に連絡した場合、連絡した翌日から起算して、令和7年7月2日（水）以降で、16日以内に設置することとする。なお、選挙期日の確定連絡の翌日から、設置日となる公示日まで16日以上確保できる場合には、上記の各日程は公示日を基準とする。
- ※ 別紙1「掲出内容一覧表⑦」については、選挙期日が令和7年8月1日以降となる場合には掲出しないものとする。
- 3 デザイン
 - (1) 受注者において、「季節」「啓発効果」などを考慮したデザインデータを作成し、発注者の確認を得た後に物品の作製に入ること。（文字校正1回、色校正1回）。
 - ※ 受注者から、デザインの参考となる過去のデザイン等の資料は提供する。
 - (2) デザインに次の文言、色及び画像を使用すること。
 - ① 「参議院議員通常選挙」（文字：青色、背景：白色）
 - ② 「投票日」（文字：黒色、背景：黄色（⑦横断幕Bは白色））「7／20（日）」（文字：黄色（⑦横断幕Bは黒色）、背景：青色（⑦横断幕Bは白色））※③よりも大きく表示する。
 - ③ 「あさ7時～よる8時」（文字：黒色、背景：黄色（⑦横断幕Bは白色））
 - ④ 「川崎市・区選挙管理委員会」「川崎市・区明るい選挙推進協議会」（文字：白色（⑦横断

幕Bは黒色)、背景：青色（⑦横断幕Bは白色）※①②③よりも小さく表示する。

- ⑤ 選挙管理委員会のマスコットキャラクター「イックン」の画像。
- ⑥ 掲出物ごとの指示事項

懸垂幕	「この日がダメなら、期日前投票・不在者投票」
立看板・三面幕・円柱・看板広告・横断幕A・横断幕B	「この日がダメなら、期日前投票・不在者投票」及び、期日前投票の期間・時間・場所の情報
円柱	「通行中の皆様へ この施設内での路上喫煙及びつきまとい・勧誘行為等通行人に対する迷惑行為は禁止します。つきまとい・勧誘行為等の被害にあわれた方は、警察・警備員・お近くの駅員に連絡してください。 川崎市」

- (3) イックンの画像データは、川崎市選挙管理委員会事務局からG I F形式にて提供する。また、イックンの形状・色は、提供したデータから変更しないものとする。
- (4) 基本デザインデータの作成にあたっては、別紙3「過去デザイン」及び別紙4「過去画像」を参考とすること。
- (5) 別紙1「掲出内容一覧表」JR登戸駅ペDESTリアンデッキ手すり（公衆電話側）の横断幕については、手すりとしての機能を損うことのないように設置できるものとする。
- (6) 別紙1「掲出内容一覧表」小田急新百合ヶ丘駅南口バス乗り場上部階柵の横断幕については、他のデザインよりも色の数（原則3色以内）、色の面積を減少したものとする。

4 業務内容

- (1) 別紙1「掲出内容一覧表」のとおり広報用看板類を作製し、指定した掲出場所に掲出する。設置する際は、必要に応じて十分な強度の取付加工を行い、また、建物等に破損等がないよう十分に注意を払うこと。
- (2) 設置日及び撤去日のそれぞれ7日前までに設置及び撤去予定日時を川崎市選挙管理委員会事務局へ報告すること。また、予定日から変更のあった場合は速やかに報告すること。
- (3) 設置及び撤去作業は、歩行者の少ない時間帯に行い、通行の妨げや事故にならないように十分に注意を払うこと。
- (4) 掲出は、掲出期間最終日となる選挙期日の20時までとする。
- (5) 掲出期間中は、掲出物の管理を行い、掲出物に事故等が発生したときは、補修・再掲出等臨機の措置を行うこと。また、措置を行った際には、その旨を速やかに川崎市選挙管理委員会事務局に報告すること。
- (6) 撤去する際は、建物等に破損等がないよう十分に注意を払い、当該掲出物の廃棄処分を適切に行うこと。
- (7) 作製し、掲出した広報物の画像データ（全景とアップ各2枚 J P E G形式 データサイズ1MB程度以上）をCD-R等に格納し、納品すること。当該画像データは、広報誌等に掲載する可能性があることから、人の顔が映り込まないようにすること。

5 掲出内容 別紙1「掲出内容一覧表」のとおり

6 その他

- (1) 本業務の受注者は、業務開始に先立ち、現地調査を必ず実施してから製作を開始し、必要に応じて、掲出先の施設管理者への報告等を行うものとする。
- (2) 本業務の履行確認については、作成したデザインをまとめた資料及び写真等を添付した

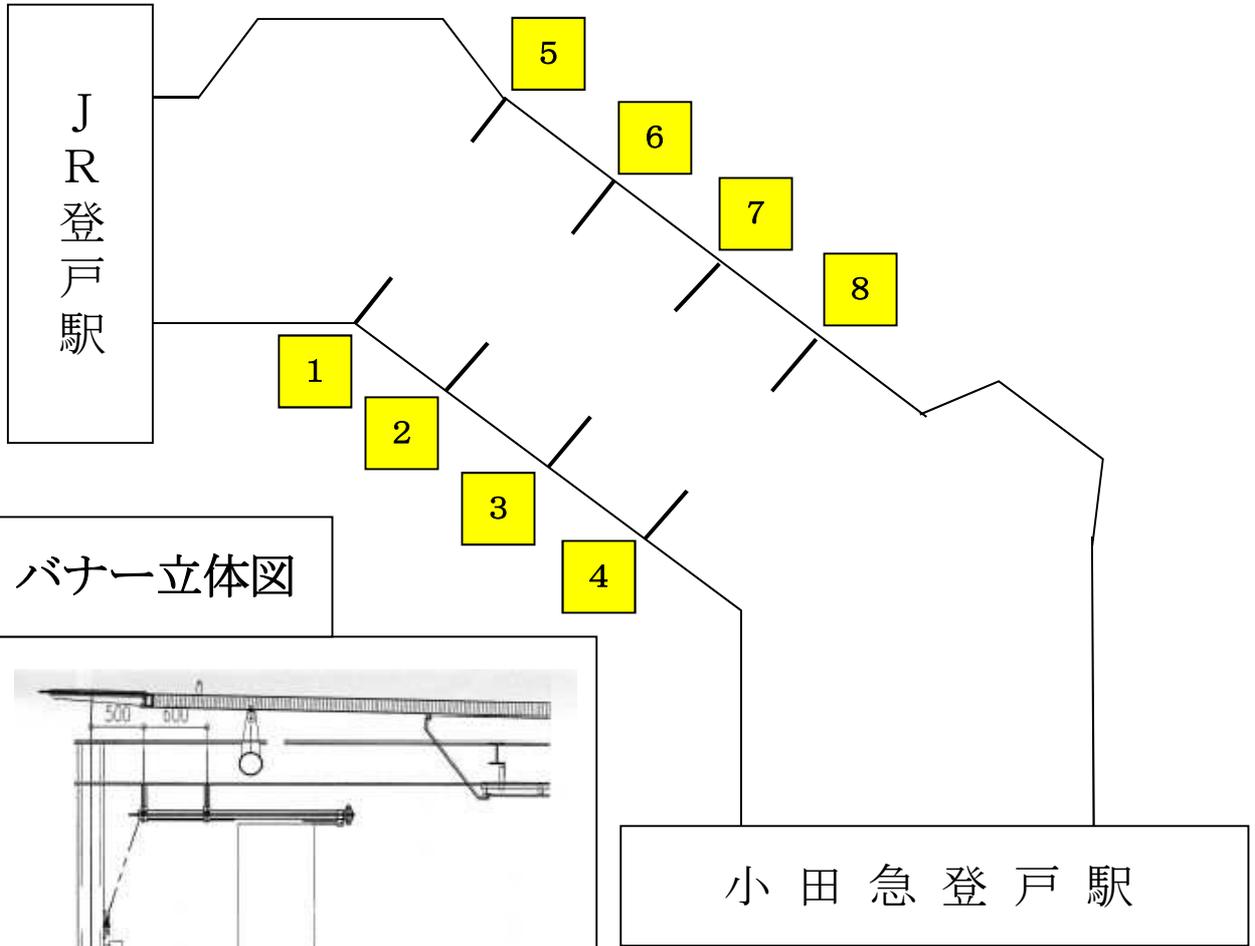
報告書等により行うものとする。なお、4（7）の画像データ（J P E G形式）とは別のものとする。

- (3) 選挙期日に関する市選挙管理委員会からの連絡時期により、受注者は、市が指定する作製納期及び取り付け日、掲出開始日に必要となる作業時間を確保することが困難な場合には、市選挙管理委員会と協議を行うものとする。
- (4) 本契約に関する日時・日程に関する事項については、2に記載のとおり変更となる可能性があり、その際は履行期間やデザインの日時等も変更となる。そのため、契約金額は、選挙期日の変更を考慮した金額とし、日程変更により納品期限やデザインの日時等に変更が生じた場合も増額や違約金等は生じないものとする。
- (5) 仕様書に定めのないものについては、川崎市選挙管理委員会事務局と協議して定める。

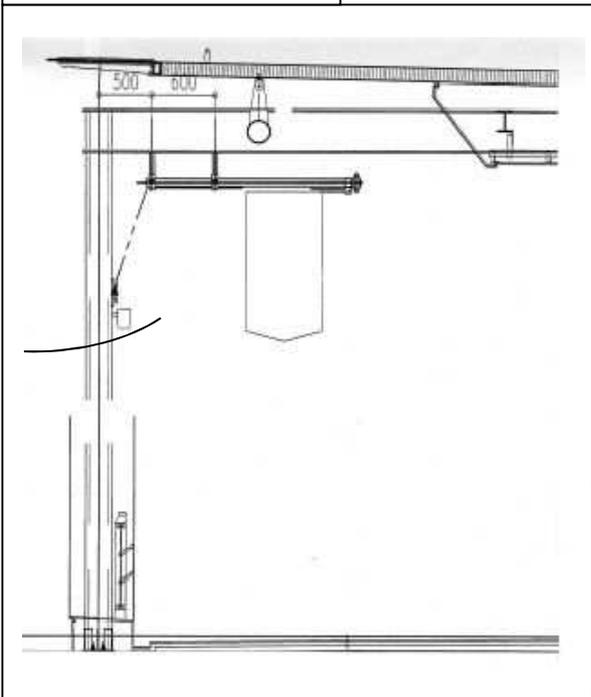
【掲出内容一覧表】

	掲出物	掲出場所	大きさ (概寸)	備 考
①	懸垂幕 7か所 〔7枚〕	<ul style="list-style-type: none"> ・幸区役所 ・中原区役所 ・高津区役所 ・宮前区役所 ・多摩区役所 ・麻生区役所 ・橋出張所 	【橋出張所以外】 縦 横 8,000×900 ^{ミリ} 【橋出張所のみ】 縦 横 6,000×700 ^{ミリ}	ターポリン 指定色刷り ハト目金具取付
②	立看板 7か所 〔7本〕	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎区役所 ・大師支所 ・田島支所 ・日吉出張所 ・向丘出張所 ・生田出張所 ・柿生分庁舎 	縦 横 1,500×600 ^{ミリ} (+脚300 ^{ミリ})	木製パネル インクジェットシート貼り
③	三面幕 (柱巻) 1か所 〔3面〕	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市役所 (南庁舎) 正面柱 (入口正面) *別途指定する。	縦 横 2,000×1,000 ^{ミリ} × 3面 (印刷面+背面 2,000×3,600 ^{ミリ})	ターポリン 指定色刷り ハト目金具取付 ずれ落ちない加工
④	円柱看板広告 4か所 〔4枚〕	<ul style="list-style-type: none"> ・J R川崎駅 (中央通路) 円柱 (4か所) *別途指定する。	縦横 (最大寸法) 2,200×1,000 ^{ミリ} 以 内	剥離、汚損しにくく、通行 の障害にならない材質・構 造で、ポスターによる貼り 付け
⑤	横断幕A 1か所 〔1枚〕	<ul style="list-style-type: none"> ・J R登戸駅 ペDESTリアンデッキ手 すり (公衆電話側)	縦 横 850×8,000 ^{ミリ}	ターポリン 指定色刷り ハト目金具取付
⑥	横断幕B 1か所 〔1枚〕	<ul style="list-style-type: none"> ・小田急線新百合ヶ丘駅南口 バス乗り場上部階柵	縦 横 800×3,200 ^{ミリ}	ターポリン 指定色刷り ハト目金具取付
⑦	バナーフラッグ 8か所 〔8枚〕	<ul style="list-style-type: none"> ・J R登戸駅 ペDESTリアンデッキ天 井 ※別紙2参照	天地1,500 ^{ミリ} ×左 右800 ^{ミリ} 以内 ※別紙2参照	ポンジ生地 (ポリエステル)

バナー平面図



バナー立体図

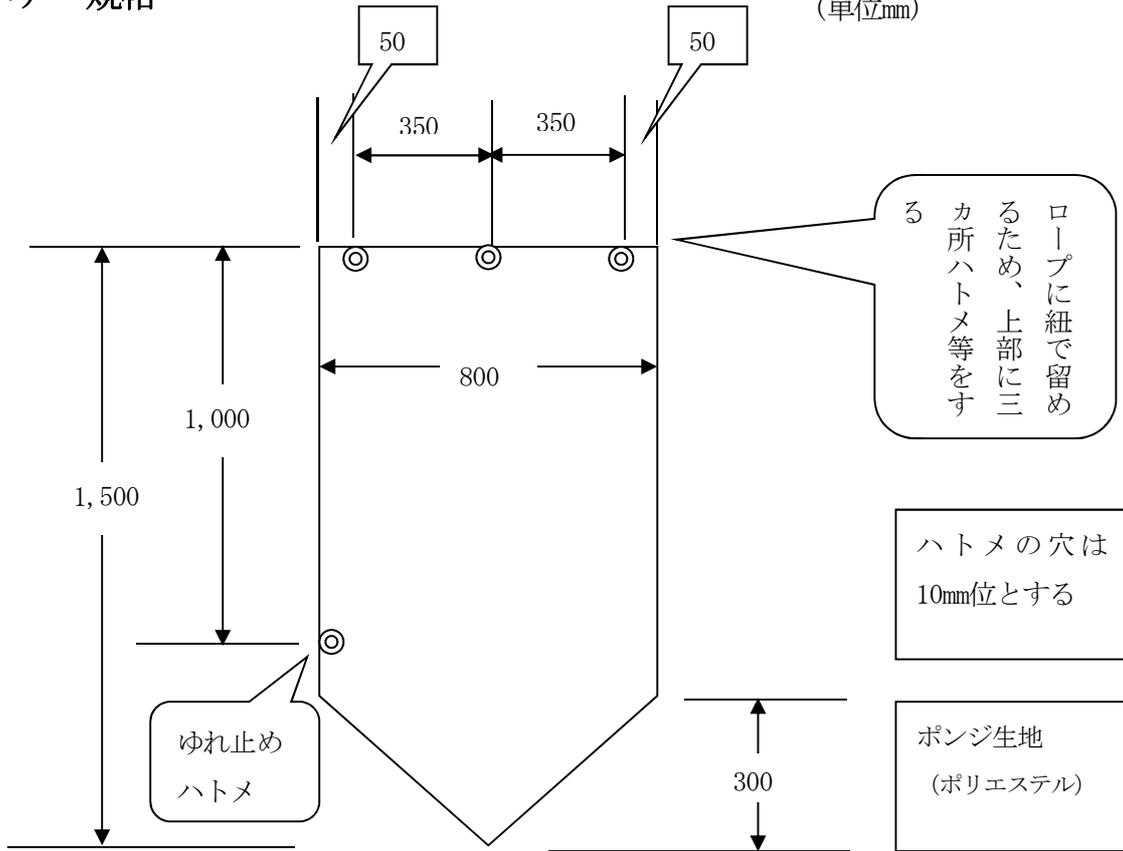


イメージ図



バナー規格

(単位mm)



過去デザイン

①懸垂幕
8000mm*900mm 6枚
①懸垂幕
6000mm*700mm 1枚



②立看板
1500mm*600mm 脚300mm 7枚



⑤円柱看板
2200mm*1000mm 3箇所



③三面幕
2000mm*1000mm 3面



⑥横断幕 A
850mm*8000mm 1枚



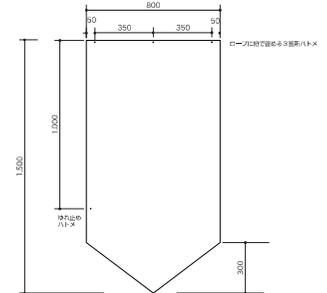
④四面幕

※四面幕は対象外

⑦横断幕 B
3200mm*800mm 1枚



⑨バナーフラッグ
8箇所



⑧建植看板
3600mm*900mm 1枚



設置画像-①



【幸区役所】



【中原区役所】



【高津区役所】



【宮前区役所】



【多摩区役所】



【麻生区役所】



【橋出張所】

設置画像-②



【川崎区役所】



【大師支所】



【田島支所】



【日吉出張所】



設置画像-③



【向丘出張所】



【生田出張所】



【柿生分庁舎】



設置画像-④



【川崎市役所第3庁舎】※川崎市役所南庁舎



【JR登戸駅】



【小田急線新百合ヶ丘駅南口】

設置画像-⑤



【JR 川崎駅】



【JR 登戸駅】（バナーフラッグ）